

第7回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年12月26日(月)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後3時05分

第7回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第28号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第29号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第30号 農地法第4条の規定による農地転用届出取消願について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	鈴 木	好 雄 君
1 番	杉 田	孝 行 君	2 番	岸 田	一 男 君
3 番	池 田	庄 司 君	4 番	岡 田	武 君
5 番	川 鍋	優 君	6 番	柴 崎	行 雄 君
7 番	高 橋	真 一 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君

欠席委員 1名

15番 籠 宮 信 寿 君

推進委員

久喜 4 齋 藤 イ ツ 子 君 久喜 5 内 田 高 司 君

事務局

事務局長	渋 谷	修	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	主 事	横 山	玲 央

午後 1時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） 皆様、こんにちは。それでは、これから第7回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、籠宮委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶のほう、お願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。13番、宮城委員、14番、野口委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について、2件ご報告させていただきます。

初めに、12月12日です。埼玉県農業会議主催により令和4年度第2回農業委員会職員等研修会が、JA共済さいたまビルにおいて開催され、村田副主幹が出席いたしました。内容につきましては講演会として、地域計画づくりを成功させる5つの合意形成でございます。

次に、12月20日です。埼玉県春日部農林振興センター主催により令和4年度第2回農地調整事務担当者研修会が、春日部地方庁舎において開催され、黒須主任が出席いたしました。内容につきましては、農振除外の5要件や農地区分の判断等についてでございます。

報告は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何かご質問がありましたら、お受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆さんに周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第25号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページであります。申請書番号221305、221306は、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人、譲

渡人共に所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、221305は所久喜地内の畑1筆、403平米、221306は所久喜地内の田1筆、1,312平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を381アール耕作しており、取得後につきましては麦及び水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の6ページ、申請書番号221309、譲受人、譲渡人共に所久喜市在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の田1筆、380平米でございます。権利の内容は、贈与であります。所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を75アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号222307、譲受人、譲渡人共に菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷及び菖蒲町上大崎地内の田3筆、合計1,864平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を448アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号224305、譲受人、譲渡人共に上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、158平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を122アール耕作しており、良好に耕作管理されております。取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

以上5件、いずれの申請者も所有農地について全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を満たす内容となっております。農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（川鍋 優君） 5番、川鍋です。去る24日の日に小沼委員と現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号221305、この申請地は、ライスセンターから南へ600メートルほどの水田地帯に位置しております。農地の状況は畑でありました。そして、麦が耕作されておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の使用状況から、申請地を取得後も適正に耕作されるものと思われま。

続いて、申請書番号222306、この申請地は、同じくライスセンターから南へ600メートルほどの水田地帯に位置しております。農地の状況は水田で、きれいに耕うんされておりました。資料の2を見ていただきますけれども、資料の2の右側ですね、以前から譲受人との境ですね、塀がなくて境と一緒に耕作されていたという様子でございました。したがって、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われま。

続きまして、申請書番号221309番、この申請地は、NHKの電波塔から東に400メートルほどの水田地帯に位置しております。農地の状況は田で、きれいに耕うんされておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の使用状況から、申請地の取得後も適正に耕作するものと思われま。

以上、3案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。12月22日に坂巻委員と現地調査を行いました。申請書番号が222307番、資料の4番となります。場所ですが、野通川沿いの丸谷橋から南に50メートルのところになります。農地の状況なのですが、水稲田となっていて耕作済みとなっています。耕作状況や農機具の所有状況から適切に耕作されると考えら

れます。

以上です。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。12月23日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請番号224305、申請地はアリオ鷺宮店から北西に約500メートルの水田地帯の中に位置しています。現地の状況は田で耕うん済みでした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われる。

以上の案件について申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第26号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページになります。申請書番号221532、譲受人は野久喜在住の方ほか1名、譲渡人は宮崎県宮崎市在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計320平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、近々子供をもうける予定で、将来子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務地にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221537、譲受人は、江面に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑3筆、合計2,488平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。商業施設や教育施設に近く、また県道さいたま栗橋線からも距離が近いなど、交通便利性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に7棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の9ページ、申請書番号221544、譲受人は伊坂南2丁目在住の方ほか1名、譲渡人は下早見在

住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計436平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の親戚の家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の9ページ、10ページ、申請書番号221545、譲受人は、戸田市に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は、原在住の方ほか12名となっております。土地の表示につきましては、原地内の田16筆、畑5筆、合計1万700平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は9か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づく許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地では、現在休耕状態ですが、盛土や整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する、土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが100センチ、現況面より30センチから100センチまでかさ上げを行う予定でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後はトマトの作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号221546、譲受人はさいたま市浦和区在住の方、譲渡人は久喜東4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、358平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来家族が増えると現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の職場へも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の11ページ、申請書番号221547、譲受人は久喜本在住の方、譲渡人は東京都豊島区在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、387平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道管が埋設されており、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在することから第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、このたび結婚をし、家を持ちたいと考え、市街化区域や商業施設が近隣に点在する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書11ページと12ページ、申請書番号222513、譲受人は、東京都中央区に本店を置き、不動産賃貸業等を行っている法人となります。譲渡人については、桶川市に事務所を置く法人となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田22筆、合計1万7,903平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在坂戸市に事業所を持って営業しており、申請地の近隣の工場、倉庫、店舗において駐車場が不足しているところ、当該申請地の所有者から了承を得られたことから、当該申請地へ新たな貸駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の12ページ、13ページ、申請書番号222517、譲受人は、菖蒲町上大崎に本店を置き、貨物自動車運送事業等を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町台在住の方ほか6名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田8筆、畑5筆、合計2,944平米でございます。申請の内容につきましては、

所有権移転によります駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、営業車両が既に満車の状態で車両の移動に苦慮しており、また現在借りている資材置場の返却を貸主から求められており、さらに手狭になることから新たな敷地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223526、譲受人は茨城県五霞町在住の方、譲渡人は栗橋在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗橋地内の田1筆、495平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地地域の区域内にある第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅、その他申請に係る土地の所有、周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、おじが農業に従事しており、今後おじの農業を手伝うために、おじが所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223527、譲受人は、加須市に本店を置き、土木・建築工事業等を行っている法人となります。譲渡人については、新井在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田4筆、合計1,783平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります資材置場のための一時転用で、転用期間が8か月間となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、今回物流施設の開発に伴う接道の拡幅、改良のための水道工事に使用する建築資材の置場が必要であり、久喜市内に土地を探していたところ当該申請地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号223528、譲受人は熊谷市在住の方、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、120平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の住宅にて妻と長男と共に生活をしており、現在の持家を売却して長男と暮らすための住宅建築を計画し、長男の職場に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の14ページから15ページ、申請書番号223530、譲受人は、福岡県八女市に本店を置き、自動車販売業等を行っている法人となります。譲渡人については、高柳在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑19筆、田1筆、合計7,359平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在久喜市内に支店を置き、自動車販売業等を行っておりますが、今回市の産業団地整備事業に伴い、支店の一部の土地が用地買収され車両のスペースが不足することから、新たな駐車場用地として土地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223531、譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、959平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人が、太陽光発電

の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の16ページ、申請書番号223532、223533、譲受人が同一のため一括してご説明させていただきます。譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業等を行っている法人となります。223532は、譲渡人は佐間在住の方ほか1名。土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計908平米。223533は、譲渡人は栗橋東3丁目在住の方。土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計1,026平米。申請の内容は、いずれも所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の17ページ、申請書番号223534、譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人となります。譲渡人は、栗橋東3丁目在住の方となります。土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計378.44平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります工事用道路のための一時的転用で、転用期間は4か月間となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、今回太陽光発電設備の設置を計画しておりますが、設置工事箇所へのアクセスが難しいことから工事用道路の適地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224549、譲受人は上内在住の方、譲渡人は八甫4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫3丁目地内の田1筆、494平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の18ページ、申請書番号224550、譲受人は、久喜中央4丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、鷺宮6丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑1筆、田1筆、合計488平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に鷺宮総合支所があることから第3種農地と判断しております。公共施設や駅に近く利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に8棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書の18ページ、19ページ、申請書番号224552、224553が譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。譲受人は、加須市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、224552、224553が共に上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、224552は上内地内の畑2筆、合計1,191平米、224553は上内地内の畑2筆、607平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しています。駅や市街化区域からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、224552は3棟、224553は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224554、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は西大輪1丁目在住の方となっております。土

地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、336平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224555、譲受人は上内在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、田2筆、合計170平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しています。譲受人は、現在当該申請地の東側の居宅にて妻と長男と共に生活しておりますが、駐車スペースがなく不便を来していたところ、今回居宅の隣地であり当該申請地の所有者である譲渡人から農地の一部を譲ってもらえることになったことから、今回の申請に至ったものでございます。

以上22件、いずれの申請者も立地基準及び資金その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。12月24日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号221532番、資料6番になります。申請地は、江面小学校から東へ500メートルほどに位置しております。現況は畑で、管理されておりました。周囲は、北側が畑、東側が住宅、南側が市道、西側が住宅となっております。被害防除については、隣地境界線からマウントアップします。排水につきましては、公共下水道に接続しますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221537番、資料7番になります。申請地は、ロヂャース久喜店から市道を挟み北に50メートルほどに位置しております。現況は畑で、管理されておりました。周囲は、北側が住宅、東側が駐車場、南側が市道、西側が駐車場となっております。被害防除については、コンクリートブロック積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水につきましては、合併浄化槽排水とします。今後本下水道が整備されたときは、そちらに接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221544番、資料8番になります。申請地は、江面小学校から東へ1キロメートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が私道、東側が畑、南側が畑、西側が市道となっております。被害防除につきましては、周辺農地への被害がないよう十分注意し、マウントアップを設けます。排水につきましては、合併処理浄化槽排水とします。今後本下水道が整備されたときは、そちらに切替え接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221545番。申請地は、元江面第二小学校から南へ500メートルほどに位置しております。現況は田、畑で、管理されておりました。周囲は、北側が畑、東側が地方道春日部菖蒲線、南側が市道、西側が宅地、工場敷地となっております。被害防除につきましては、法面整形、素掘り水路整備等を実施し、及び土を運搬するダンプの現場付近の最徐行運転、その他被害のないようにします。排水につきましては、素掘りの水路にて対応できると思いますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221546番。資料10番になります。申請地は、JR久喜駅より北へ1キロメートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が市道、東側が住宅、南側が畑、西側が

住宅となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを敷き、また一部マウントアップにて処理する計画となっております。排水につきましては、下水道本管に接続しますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221547番、申請地は、青毛小学校から北東へ300メートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道、西側が住宅となっております。被害防除につきましては、隣地農地境界にはマウントアップで被害防除をし、排水につきましては公共下水道に接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上6案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○8番(大澤一樹君) 8番、大澤です。12月22日に坂巻委員さんと調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号222513、資料12番になります。申請地の位置ですが、清久さくら通り沿いの清久公園から南へ300メートルほど行ったくまのマークの名鉄運輸の少し手前となります。周囲の状況ですが、東側が道路で、西側がNHKの鉄塔があります。南側が倉庫となります。北側が産廃業者の敷地となっております。周囲の農地に被害を及ぼすおそれがあるかですが、敷地境界部に雨水側溝を造るので排水は問題ありません。

続きまして、申請書番号222517、資料13番となります。申請地の位置ですが、国道125号線バイパスと圏央道の交わる白岡菖蒲インターチェンジから東へ300メートルの位置となります。周囲の状況ですが、東側が畑、西側が道路、南側が畑、北側が道路となります。東側と南側が畑なのですが、耕作物は作っていません。また、雨水ですが、宅内浸透されるようになっていきますので、排水についても問題ありません。

以上の2案件につきましては、許可相当と判断いたします。

以上です。

○11番(高橋七海君) 11番、高橋でございます。本日、籠宮委員さんがお休みですので、12月23日に現地調査を一緒に行った私からご報告させていただきます。

申請書番号223526、申請地は、国道125号線から南栗橋に向かう、市道に面し、栗橋消防署から400メートルほどの距離に位置する集落となります。周囲は、東側及び北側に田、南側に宅地、西側に市道となっており、隣接地の水の被害が及ばないようにコンクリートが設置されておりました。排水に関しては、合併浄化槽を設け、処理水や排水オーバー分は側溝に放流される計画となっており、隣接する農地に影響はないと思われま

す。続きまして、申請書番号223527、申請地は、国道125号線の佐間西交差点から加須方面に約800メートル向かう右手に位置し、加須市と隣接する場所でございます。周囲は、北側に市道、東側に田んぼ、西と南側に国道125号線のバイパスが面しております。8か月間資材置場としての一時転用ですが、隣接する農地の影響はないと判断いたしました。

続きまして、申請書番号223528、申請地は、さいたま栗橋線から200メートルほどの集落に位置し、西側に畑、北側に住宅、東側に砂利道、南側に市道があります。排水につきましては、合併浄化槽を設置し、周囲にはコンクリートブロックなどを設置する計画であることから、農地に影響するものはないと思われま

す。続きまして、申請書番号223530、申請地は高柳地内で、高柳北交差点に面した場所で、周囲は、東側に市道、西側に水路、北側に国道125号線、南側に畑と住宅が2軒ほどございます。埼玉県の産業団地誘致計画対象地からの移転であり、計画書内容について確認したところ、隣接農地に対する被害防除策も講じた計画となっており、影響はないものと思われま

す。続きまして、申請書番号223531から223534まで、譲受人並びに申請目的が太陽光発電設備であることが同じ内容であることから、一括してご説明いたします。

まず、申請書番号223531、申請地は、県道阿佐間幸手線の南側に位置し、左側に市道を挟み水路、南側に田、西側、北側共に宅地に面しております。

続きまして、申請書番号223532、先ほどの申請地から県道阿佐間幸手線の北側に位置するものでございます。東側に水路、西側、北側に市道を挟み住宅地になります。

続きまして、申請書番号223533、申請地は、市立栗橋西小学校から約300メートル北側の国道125号線沿いの集落でございます。周囲は、東、南に畑、西に住宅、北に国道125号線となっております。

続きまして、申請書番号223534、申請地は、先ほどの資料20の申請地の隣接地でございます。東側に畑、西側に市道、北側に住宅となっております。

申請書番号223531から223534の4件につきましては、太陽光発電設備を申請したものであり、いずれの場所も太陽光を遮るものがない土地を選定され、雨水、排水など、敷地内浸透処理で対応するほかU字溝設置で対応するなど、付近の農地、作物などへの被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、農地法5条の規定による許可申請9件につきまして、申請書内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

続きまして、鷺宮地区の調査報告を行います。申請書番号224549、申請地は、東北新幹線と県道加須幸手線の交差点から北西に約500メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が宅地、南側が田んぼ、西側が田んぼとなっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、公共下水道に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224550、申請地は、鷺宮総合支所から南西に約10メートルの住宅内に位置しております。周囲は、西側に市道で、そのほかは宅地となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水につきましては、合併浄化槽を設置し、公共下水道に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224552、申請地は、池の台橋の交差点から南に約100メートルの住宅内に位置しております。周囲は、西側に宅地で、そのほかは市道となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっており、排水については、合併浄化槽を設置し、公共下水道に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224553、こちらも池の台橋交差点から南西に約120メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北と西に市道、東側は宅地、南側は畑となっております。こちらの被害防除につきましても、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水についても合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224554、介護施設桜田から東に約100メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北と東に宅地、西側は市道、南側が畑となっております。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水について、合併浄化槽を設置し、公共下水道に接続する計画となっているため、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224555、申請地は、特養ホーム久喜ことぶき苑から北東に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北と東に宅地、西と南に市道となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上6案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

早野さん。

○17番（早野公夫君） 222513についてお伺いします。先ほど現地調査の説明がありました。ここは、私が農業委員になって上がってくるたびに却下されたような場所。今回の現地調査でもって周囲の状況は分かりました。現地の状況はどうでしたか。それをお伺いしたい。

○8番（大澤一樹君） 現地の状況は、耕作放棄地です。

○17番（早野公夫君） 分かりました。今まで現地調査で、こういう案件で出てきたところについては、雑草が繁茂している状態だと推測します。ですけれども、ここでいいですよ、大丈夫ですよという状態は、現地が耕作できるような状態になっていけば、やむを得ないでしょうになるかもしれない。ところが、雑草が何年も前から繁茂している状態で、いいですよとはとてもじゃないけれども、言えない。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須でございます。農転の許可要件の中に雑草が繁茂している、繁茂していない、もしくは繁茂しているから許可をできないという要件は、具体的にはないのですね。農地法からいけば、農地は適切に管理しなければいけないというのがあるのです。ただ、早野委員さんがおっしゃっていることは当然なのですけれども、それを今度農地転用の許可の要件の中には、草が繁茂している状況であっても、それをもって許可をしないという基準はないのですね。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん、よろしいですか。

○17番（早野公夫君） いや、合点がいけない。何年も前から農地の状態に戻してくださいと、農業委員会から何遍もここに対しては出ていると思うのですよ。それが一回も履行されたことがない。私、あそこずっと見ているのですけれども、そういう状態で、そういう要件はないからと言われたのでは、とてもじゃないけれども。では、一般にきれいに耕作している人は何なの。雑草を繁茂させていけば除外が通ることになってしまうのだよ、そういう状態でも。これだと耕作放棄地が増えるばかりだよ。それでいて耕作放棄地を解消しようと頑張っているのに、こういう状態ではとてもじゃないけれども、手挙げられない。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主任（黒須一宏君） 先ほど言った、事務局としては法律に合致しているかどうかの話で判断しなければいけなくて、許可基準は何個かあって、今回それに合致していることから、案件を上程させていただいています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○17番（早野公夫君） 事務局はそうかもしれない。事務局はそうかもしれないけれども、今までやってきた、耕作放棄地を解消しようという運動は何なのということになってしまう。そこのところをみんなで考えてもらいたい。基準に合っているのだから、それはやむを得ないけれどもそういう土地をなくすために今までどういった努力してきたって、それが1回のこの審議でやむを得ないでしょうって通る。だったら農業委員会要らないよ。

○8番（大澤一樹君） 現地調査行かせていただいて、早野さん言われるように、何だ、これはという感じで坂巻委員

さんと話していたのですけれども、こんなひどい放棄地という形で。

○17番（早野公夫君） だって、農業委員会合併してから大体いつもこの案件、雑草で繁茂していて一回も雑草刈り取った形跡がないのだから。それが上がってきたから、基準に合っていますから、さあというわけには何かかないね。

○14番（野口和幸君） 許可基準というのは、具体的に説明してもらえますか。

○主任（黒須一宏君） 8月31日のときに、農地パトロールの説明会と一緒に農地法についての説明を差し上げたのですけれども、そのときに農地法の許可の基準というのは立地基準と一般基準というのがございまして、立地基準というのは、その土地にどういった事業が、農地転用ができるかどうかということと、一般基準というのは、その事業者が農地転用をするべく実現性があるかどうかというのを審査するのですね。恐らく草が生えている、生えていないというのは、一般的にその事業に対して信用とかのところへ関係してくるのかなと思うのです。

具体的に一般基準というのは、その事業者がほかで農地転用の違反をしていると、農地転用の許可は下りません。あとは、農地転用する際にお金があるかどうかですね。それから、被害防除策でコンクリートブロックを設置しますよとあると思うのですけれども、周辺農地に土砂の流出を防ぐためにコンクリートブロックとか、そういった被害の防除策を講じなければいけませんというのがあります。また、その土地に対して仮登記とか、そういった登記がついている場合は、その仮登記権者からの同意が必要になってきます。それから、例えばおうちを建てる際に排水先、浄化槽とかの排水先が道路側溝なり排水路なりがあると思うのですけれども、その管理者からの許可が取られているといったような具体的な基準が一般基準と言われるもので、その一般基準と、先ほど申し上げた立地基準が合致して初めて農地転用の許可を得ることになります。ですから、草が繁茂している、繁茂していないというのは、農地転用の基準にはないのです。一方、農地法の2条で農地は適切に管理しなければいけないということで、事務局に例えば農家のお客様から、うちの耕作している隣の農地が草が繁茂してしまっているからちょっと困っているのだといった連絡があったときに、事務局からその耕作をしていない、草が繁茂している地権者さんに草を刈っていただきたいというようなご連絡とか差し上げているというような状況ですね。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。

○17番（早野公夫君） 今のここの案件の隣、北隣の土地について、合併前の久喜市の農業委員会でもって、ここ不耕作対策で久喜市農業委員会でもって一回雑草をきれいにして、私、何年か耕作したことがあるのですよ。そういうことがあって、ここはずっと気をつけていたのだけれども、全然耕作された形跡がないのですね。何とかやむを得ないの前に、一回雑草退治やってもらいたい。

以上です。

○2番（岸田一男君） その関連で。

○会長（長谷川 勲君） 2番、岸田委員どうぞ。

○2番（岸田一男君） 私も関連で、この222513の北側について聞こうと思ったのです。実はこれ農業委員会さんの事務局のほうでかなり指導した案件だと思うのですね。というのは、農業委員になって3回目か4回目ぐらいに時効取得で処理するという書類が出ていました。その後にはここは農地ではないという証明お願いしますということで、たしか農業委員会に書類があったと思います。これを見ると、かなり前から指導をしているのではないかと思ったのです。今回の案件というのは、近隣が工業団地ですから、それに伴って駐車場に利用するという苦肉の策を取ったのでしよう、きっと。そういう案件なので、私はこれ致し方ないと思います。ところが、これに関連して北側がたしか時効取得でした、同じように。だから、この辺がどうなっているのかなと思って聞こうと思ったのです。この案件がどうのこうのでありません。ただ農地の考え方として、日本全国、この辺はみんな市街化区域、市街化調整区域問わず、農

地ですから、農地の活用方法について、基本的には農地で活用するのが一番いいかもしれないです。ところが、それがだんだんできなくなってきた。では、それをどういうふうを活用するのだ。この活用方法の一つとして、こういう駐車場という考え方もできるのではないかと考えておりましたが、早野さんにすると多分昔からの経過がありますので、これはおかしいだろうと、一回現地戻せ、この意見も重々分かるわけですが、今言った事務局のほうも雑草、雑草だけというのは別に。

○17番（早野公夫君） それはペナルティーだ。

○2番（岸田一男君） ペナルティーですか。いろいろ難しい問題あるかと思うのですが、私はしようがないかなという気がしますが。ただ、その北側が今後どうなるか、それについてちょっとお尋ねしたかったのです。以上です。

○主任（黒須一宏君） 北側というのは、NHKラジオ放送局と今回の申請地の間ということでよろしいのですか。

○2番（岸田一男君） 三箇というところ。

○主任（黒須一宏君） ここですね。こちらも恐らく、そのうち除外なり農転なり出てくる可能性はあると思います、という形にはなってくるかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） これは何か月か前に非農地証明を出せという案件がかかりまして、それは否決されたのです。現在これ出てきているのですけれども、これには法律的には問題がないということで、ここへかけているわけですから。

よろしいですか。

○17番（早野公夫君） 確かにそれは分かった。では、これを例にしてずっと広がるよ。こういうふうになれば通ってしまう。

○会長（長谷川 勲君） どうにかならないですよ。

○主任（黒須一宏君） 当然うちのほうも草刈ってくださいというような指導はしますが、当たり前ですから。

○17番（早野公夫君） 当たり前なのだけれども、当たり前が、これは耕作をしているという要件が当たり前で通ってしまうのだから、前例ができてしまうよ。

○会長（長谷川 勲君） 野口委員。

○14番（野口和幸君） これ前回の農地法ですか、これ出している場所だったのですか、前回時効取得して。

○会長（長谷川 勲君） 非農地証明ですか、この場所です。

○14番（野口和幸君） この場所ですか。では、この中の道路とか水路は払い下げしている。

○会長（長谷川 勲君） それは。

○主任（黒須一宏君） 水路は払い下げ終わっています。

○14番（野口和幸君） 道路もやっている。

○主任（黒須一宏君） 道路はまだやっていません。

○14番（野口和幸君） それはどうするのですか。

○主任（黒須一宏君） 道路も払い下げの手段中と聞いていますが。

○14番（野口和幸君） すっかりそういう整備、将来計画にのっとった流れになってきたわけですね。

○主任（黒須一宏君） 実際には今回貸駐車場の申請が出ていますけれども、それ以外の事業というのは私たち分らないのですけれども、払い下げが進んでいるということはそういうことだと思っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。そのほか。

池田委員さん。

- 3番(池田庄司君) 周辺農地にそれなりの迷惑をかけていたというような事実があるわけですから、要は誰が草刈りをするかなのだと思うのですね。要は譲渡人がなかなかできない様子見るとつらい、譲受人がやると。そこを開発していくわけですから、そういう話にはならないのですか。要はどっちがやったって同じですよ、形的には。
- 主任(黒須一宏君) 形的には一緒ですけども。
- 3番(池田庄司君) 一旦農地に戻してくださいよというなお話をしているわけだから、だからなかなか譲渡人ができないのだったら、受ける側が整備するのだから一旦そこで農地に戻せという指導はできないのですか。
- 主任(黒須一宏君) 指導はできます。指導はできますけれども、この場って許可か不許可を決める場所なので。
- 3番(池田庄司君) いや、ですからその前に、譲渡人でなくて譲受人等が許可を求めてきますよね。そのときに指導として農地に戻しなさいよというような指導はできないのですか。
- 主任(黒須一宏君) それは最終的に誰が別に、執行者は誰でもいいのですけれども、そこを適切に管理していればいい話なので、多分おっしゃっていることだと思うのですけれども、今回の件とはまた別という話ですよ。今回…
- 3番(池田庄司君) いや、お話を聞いていると、一旦とにかく周りに迷惑かけていたのだから農地に戻せということですよ。ですから、早野さんは農地に戻すのだというふうな話だから、要は譲渡人か譲受人か、どちらでもいいからとにかく一旦草を刈れと、きれいにして農地に戻して、こういうところに許可申請を出しなさいというような指導ってできないのですか。
- 17番(早野公夫君) そうすれば、すんなりいいですよになるのだ。
- 3番(池田庄司君) 双方とも、いや、そんな金は出せないよというのだったら話は別だけれども。
- 会長(長谷川 勲君) 法律的にはないんだよね。
- 3番(池田庄司君) 要するに事務局が受けたということでしょうから、受けるからにはやはり法的な手続きが全て済んで、それでオーケーですよということでは今日は提案されていると思うのですね。ですから、その前の段階の……
- 17番(早野公夫君) 今は12月の総会は保留、次の……
- [何事か言う人あり]
- 3番(池田庄司君) 要するにもう法的にいいですよと受けているわけですよ。ですから、事務局も大分あちらさんとやり取りしていると思うのですよ。それでこういう状態になっていると思うのですけれども。
- 17番(早野公夫君) やむを得ないは分かるのだけれども、やむを得ないは分かるのだけれども、先延ばししてくれということだ。できないんじゃ、逆に。
- 会長(長谷川 勲君) 法律的には問題がないということで、ここに上がっていると思うのです。
- 14番(野口和幸君) それしないと不作為になってしまうのだね。法的に問題なければ許可せざるを得ないと思うのだけれども、それをしないと不作為でしょう。
- 17番(早野公夫君) 今まで雑草が繁茂していて、やむを得ない出す前に大方のところは雑草は退治していたよ。それができないというなら考えさせてくれということ。難しいこと言っていないよ、俺。もともとが農地なのだから、取りあえず草刈りして農地の状態に戻してくださいって。それから、話に乗りましょうという話だ。できない相談ではない。
- 会長(長谷川 勲君) ひとまず草刈りをしてくれという指導がですよ。
- [何事か言う人あり]
- 17番(早野公夫君) それは農業委員会会長として出せばいいのだよ。そのくらいの力あるでしょう。事務局があっ

て、農業委員会会長として出すのですよ。

○主任（黒須一宏君） 実際に先ほど申し上げたのですけれども、草が繁茂している市内の農地っていっぱいありますので、そういった農地の地権者に対しては農業委員会会長名の通知でお出ししています。

○17番（早野公夫君） だから、今回も会長名をお願いします。

○9番（渡邊敏男君） 早野さんは農地に返せばいいということ。

○17番（早野公夫君） そうだよ。だから、雑草が繁茂している状態だから、雑草を刈り取ってすれば農地の状態でしょう、それならいいですよということを言っている。

○9番（渡邊敏男君） 今の状態だと用水も排水もないのですよ、もう埋まってしまって。それを再現しても作る人いないよ。

○17番（早野公夫君） いや、作る人いないじゃない。許可を前提に言っているの。今までのやむを得ないでしょうって出している案件については、そういう雑草が繁茂しているところは雑草を刈り取って農地の状態にしたら、やむを得ないで出しているのが前例だったのです。だから、その状態にしてくださいよということを言っている。

○9番（渡邊敏男君） 今まで2回は刈り取っているの。

○17番（早野公夫君） それは分かる。だけれども、こういう案件上がった状態のとき、現地調査行ったときには、大体が雑草は刈り取ってあったでしょう。その状態に戻してくれということをやっているわけ。それ以上のことは言っていないよ。

○9番（渡邊敏男君） 地主さんにすれば、どこからどこまで地主の……

○17番（早野公夫君） いや、地主でなくて、こういうの上げてきている開発業者やればいいのだよ。

○2番（岸田一男君） この案件はたしか仮登記だったのですね。

○9番（渡邊敏男君） 2回刈り取ってありますよ、過去。

○2番（岸田一男君） 仮登記されたのですね。仮登記ということはもう20年、時効取得ということをやっているわけですね。そうすると、20年以上前に地主さんがここに売ったということですね。登記官が職権登記で所有権移転して、農業委員会にこれは農地ではないという証明を求めたのだけれども、農業委員会では、これは農地だという指導をしたわけですね。農地だよという指導したときに、農業委員会は刈り取れという指導をしたのですか、そのとき。問題なのは経過というのがありますから、いろいろと。農地の管理というのは、適正に管理しろと書いてある、たしか。ただ、適正に管理できないからこういうふうになってしまった。それをどうするか。金をかけて一回きれいにして農地にすればやむを得ないでしょう。早野さんの考え方ですね。

それから、しょうがないと、もう、いろいろと経過があり過ぎると。経過があり過ぎて、駐車場として土地利用を考えて持ってきたのだからやむを得ないのではないかと、そういう考えもできますね。だから、この辺を事務局が法律的に違反ではないと言っていますよね。農地だ、農地だと言っているのですから、その辺を農業委員会としてどうするのだという考え方をしないとまとまりつかない。前回保留になりましたけれども、今回保留にして、その保留にした結果、1か月でまた結論は出るのか。それを相手方が承諾するかどうか。

○17番（早野公夫君） だから、1か月のそれはペナルティーなのだから。

○14番（野口和幸君） 許可できないのであれば、許可できない理由をきちっとやっぱり農業委員会で示す必要があると思うのですよね。許可するのであれば、それはそれとして事務局の考え方だと思うのですけれども、できないのであればきちっと整理しておく必要があると思いますけれども。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） それでは、早野さんが言うように会長名で草を刈ってくれというお願いぐらいしかできない

らしいですけれども、それをつけて許可を通すということはどうでしょうか。

○17番（早野公夫君） それならいいでしょう。

○会長（長谷川 勲君） では、222513の件はそれでよろしいですか。早野さんは何か納得いかないらしいけれども。

○17番（早野公夫君） いや、それでいいよ。

〔何事か言う人あり〕

○12番（坂巻昭一郎君） ちょっと確認。今決を採るのは、早野さんが言った草をちゃんときれいにして整地された、その確認の上、条件付きの承諾という会長は賛成を求めるのですか。それとも先にきれいに草を刈ったのを農業委員会で確認して、その後に承認するのか、どちらなのですか。

○会長（長谷川 勲君） 私としては、条件付きというか、刈ってくれというお願いで許可を出さざるを得ないのではないかと考えているのですけれども。

○12番（坂巻昭一郎君） その後の確認はどなたがするのですか。

○主任（黒須一宏君） お願いになってしまうので、確認はすると思うのですけれども、基本的には今の会長の説明ですと、今回の総会で許可になった場合、許可書が交付されて、プラス先ほど申し上げた農地法2条に基づく草を刈ってくださいねという通知をお送りすると、そういう形なのかなという認識はしております。

○会長（長谷川 勲君） 池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 貸駐車場に整備するわけですよ、これから。その業者がいるわけですよ。ですから、どっちみち草は刈らざるを得ないですよ。だから、今農業委員会のメンツを立てるのだったら、貸駐車場にする業者さん、関中物流さんですか、この人がどっちみち刈るのだから今刈ればいいではないですか。で、刈った段階できちんとしたものでここへ出してもらう。ですから、今回は保留にしてもいいし、きれいにした段階で、うちのほうでこうしますよというような内々な話にしておいて、そうすれば農業委員会だって顔立つし、売る人は関係ないわけですよ、一切、買う人が……

〔何事か言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） 事務局としてはその辺どうですか。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（渋谷 修君） 例えば今黒須のほうから説明したとおり、通さない、許可をしないという理由はどこにもないのです。農業委員会として、これこれこういう理由だから1か月延ばしたのだという正当な理由がある場合はいいですけれども、許可基準に合っている以上、許可しないという理由が見つからないのです。

○3番（池田庄司君） 今月の農業委員会にかけますよということを言っているのですか。で、ここ何日かで許可が出ますと、出ませんと。

○主任（黒須一宏君） それは言っていない。

○3番（池田庄司君） ですから、判断をしますというふうなことを言っているわけですか。

○事務局長（渋谷 修君） 申請を受けた以上、許可か不許可をしないといけないのです。

○3番（池田庄司君） 今月の農業委員会で議決というふうなことは、要は届出を受けてから何日間の採決の期間がありますよね。それを過ぎてしまっているわけですか。

○事務局長（渋谷 修君） 1日までに申請を出したものについては、その次の25日の総会にかかるという決まりがあります。書類が通っていますので、今月の総会にかけなければいけない。

〔何事か言う人あり〕

○6番（柴崎行雄君） 非農地証明が取れなかったわけですね。そのときに、では証明取れないということは、草を刈

ってくださいという指導をしたのか、しないのかで決めてしまって、私はいいような気がします。そのときに非農地証明が出ないということは、田んぼとしてきちんと認められた状態になっていないので、至急田んぼの状態に戻してくださいという指導を、事務局のほうでそのとき一緒にしたのかどうかだよ。そのときにそれを言っていなければ、ここでそう言われなくてこういうふうに出てきたので、もうそれはしようがないかなと、私は気がします。ただ、ここでそういう指導があったので、それをこちらは指導したので、現地調査に行った結果、全然草が刈られていなかった。ですから、この後、それをすぐにでも田んぼの状態に戻していただいて、その状態でこちらのほうは判断させていただきますということではできないのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

- 6番(柴崎行雄君) だから、そのときに非農地か非農地でないかしか言っていなかったらしようがないかなという、私の意見なのですが。ここでああだこうだ言って延ばしてもしようがないし、そのときに非農地ではありませんという、新たな状態が出てきたので許可するしかないかなというふうには私は思います。
- 9番(渡邊敏男君) 売るときにはヨシだのあれは関係ないみたいですよ。だから、買うほうか売るほうか、どちらかがきれいにしないと受け取らないという話も出てくるのですね。
- 6番(柴崎行雄君) 今法律で問題ないと言ったではないですか、事務局の方が。だから、問題ないですよ。本当に問題ないのです。ただ、問題ないけれども、私が言いたいのは、非農地証明で要するにこれは出せませんよと言ったときに、だから早く田んぼの状態に戻してというのを一言付け加えたかどうかのほうが大事なのではないかという気がするのです。だから、そのときにそういう附帯事項みたいなのを言っていなければ、もうこの場は許可するしかないという気がします。

〔何事か言う人あり〕

- 17番(早野公夫君) いや、そうじゃなくて、取りあえず草刈って農地の状態に戻せということを行っている。
- 会長(長谷川 勲君) ですから、これ法律的に問題ないということで許可をせざるを得ないのではないかと、私としては考えているのですけれども。
- 17番(早野公夫君) こういう案件増えるよ、あっちこっち。久喜中になってしまうよ。だって、仮登記つけてほっぽっとけばいいのだ。仮登記、売買契約して、耕作しないで20年も30年もほっぽっとけばいいのだ。これやすいものです。
- 会長(長谷川 勲君) やむを得ないということでは言いようがないですね、私としては。
- 17番(早野公夫君) いや、だからくどいこと言っているわけではないだよ。取りあえず草刈りしてくださいよ、取りあえず農業委員会なのだから農地の状態に戻してくださいよ。それぐらいできるでしょう。そうすればやむを得ないになるのだよ。
- 会長(長谷川 勲君) では、草刈りをしてくださいという条件つけて許可をしたいと思いますけれども。
- 17番(早野公夫君) やむを得ないでしょう。

〔何事か言う人あり〕

- 会長(長谷川 勲君) それでは、そのほかに質問はございませんか。
2番、岸田委員さん。
- 2番(岸田一男君) ちょっとお尋ねしたいことがあって、太陽光発電の関係で資料20番と、それから資料21番の関係なのですけれども、進入口がありますよね、資料21番。これ太陽光発電の進入口がなくなりますけれども、この下で管理できるという話ですか。この辺教えてもらいたい。
- 会長(長谷川 勲君) 事務局。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えいたします。

資料20の太陽光の工事については、接道がないため、資料21にある通り一時転用を行い通路として使用します。管理はこの一時転用の一部を使って通行の承諾は得ているのですね。なので、日常的な管理というのも問題ありません。

○2番（岸田一男君） そうすると、繰り返しになりますけれども、一時転用するところを借りて管理するのだよということですか、将来的に。

○主事（横山玲央君） 一時転用については、工事用の一時転用なのです。あくまでも今後の管理用通路とはまた別になります。今回については、今回の事業を行うために鉄板とかを敷くのですね。なので、農地とは違う使い方をするので一時転用という形になります。ただ、今後については、農地の端をとことこと歩いていくだけになります。

○2番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほか質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（長谷川 勲君） 多数をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第27号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第27号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、久喜46番については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第27号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の21ページと22ページになります。今月7件の申出を受けておりました、うち新規案件3件となっております。

それでは、久喜の46番を除いて新規案件についてご説明させていただきます。

申請書番号、久喜47、48は、借手が同一のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が江面地内の田4筆、合計で3,098平米でございます。借手が北青柳在住の方、貸手はさいたま市浦和区在住の方ほかとなっております。設定する利用権が使用貸借権の設定で、水稻作付1年予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が久喜の46番を除いて、新規、再設定合わせて20筆、1万6,178平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについて、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、久喜47番、48番の借手につきましては、久喜5地区の内田推進委員さんよりお願いします。

○久喜5（内田高司君） 失礼します。今回利用権を設定する農地の借手の方は北青柳にお住まいの方で、現在は水稻

等1,556アールを耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で久喜46番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

それでは、久喜46番を除き、議案第27号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、久喜46番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、川鍋委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔5番 川鍋 優君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いただきます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜46番、利用権を設定する農地は、下早見地内の田2筆、合計2,471平米でございまして、借手、貸手共に下早見在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

久喜46番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員さんよりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） よろしくをお願いします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市下早見にお住まいの農業委員をされている方です。現在は水稻を8.2ヘクタール耕作しており、全て良好に管理されております。農業委員としての信頼も厚く、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手としての営農活動をしています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜46番について、原案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

川鍋委員の入室を認めます。

[5 番 川鍋 優君着席]

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告になります。議案書の24ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は2件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の26ページから28ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月9件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書30ページ、農地法第4条の規定による農地転用届出取消についてでございます。今月は取消願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第4条の届出が提出されましたが、計画変更のために取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の32ページから35ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。こちら今月5件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の37ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は6件の合意解約に係る通知のほう提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○会長（長谷川 勲君） なしの声があるので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時05分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年12月26日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 官 城 与 四 郎

署 名 委 員 野 口 和 幸